

軽自動車税(種別割)についてのお知らせ

..... 三輪および四輪の軽自動車

区 分	平成27年4月1日以降の新車				平成27年3月31日までに 初度検査を受けた軽自動車	
	標準税率 (年額)	グリーン化特例(軽課) (取得の翌年度分に限る)			右記(経年車) 以外のもの	経年車重課 (初度検査から 13年超の経年車)
		概ね75% 軽減(※1)	概ね50% 軽減(※2)	概ね25% 軽減(※3)		
四輪以上 (自家用) 乗 用 貨物用	10,800 円	2,700 円	軽減なし	軽減なし	7,200 円	12,900 円
	5,000 円	1,300 円	軽減なし	軽減なし	4,000 円	6,000 円
(営業用) 乗 用 貨物用	6,900 円	1,800 円	3,500 円	5,200 円	5,500 円	8,200 円
	3,800 円	1,000 円	軽減なし	軽減なし	3,000 円	4,500 円
三輪	3,900 円	1,000 円	2,000 円	3,000 円	3,100 円	4,600 円

※営業用三輪については軽減が受けられる場合があります。

グリーン化特例(軽課)

令和3年4月1日から令和5年3月31日までに最初の新規検査を受けた三輪および四輪以上の軽自動車(新車に限る)のうち、下表の対象車については、その燃費性能に応じ、税率を軽減する特例措置。

軽減が適用されるのは、当該取得をした翌年度の1年限りです。

対象車および要件			税率の軽減割合
・電気自動車 ・天然ガス自動車(平成21年排ガス規制10%以上低減または平成30年排ガス規制適合)			(※1)概ね75%軽減
・ガソリン車※ ・ハイブリット車※ ※平成17年排ガス規制75%低減または 平成30年排ガス規制50%低減達成に限る	営業用乗用車	令和2年度基準達成かつ 令和12年基準90%達成	(※2)概ね50%軽減
		令和2年度基準達成かつ 令和12年基準70%達成	(※3)概ね25%軽減

経年車重課

環境負荷の小さい自動車の普及を進める観点から、最初の新規検査を受けた月から起算して13年を経過した月の翌年度から適用される税率を重課する特例措置。

中古車の購入であっても、自動車検査証の「初度検査年月」で判断されます。

重課開始年度	最初の新規検査を受けた月
令和3年度から	平成19年4月～平成20年3月
令和4年度から	平成20年4月～平成21年3月
令和5年度から	平成21年4月～平成22年3月
⋮	⋮



..... 原動機付自転車および二輪車等

種 別		税率(年額)
原動機付自転車	50cc以下	2,000 円
	50cc超90cc以下	2,000 円
	90cc超125cc以下	2,400 円
	ミニカー	3,700 円
二輪の軽自動車(125cc超250cc以下)、二輪被けん引車		3,600 円
二輪小型自動車(250cc超)		6,000 円
小型特殊自動車	農耕作業用	2,000 円
	その他(フォークリフト等)	5,900 円

..... 減免申請手続き

公益のため直接専用する場合または身体障がい者等が使用する場合における軽自動車税(種別割)の減免申請をされる方は、納期限日(5月31日)までに税務課備え付けの減免申請書を提出してください。

障がい者使用の場合、1人1台の車両に限るため普通自動車税(種別割)との重複はできません。

車両は障がい者本人名義のものに限ります。ただし身体障がい者で18歳未満の者または精神障がい者は家族名義とします。(鯖江市税条例第86条・第87条)

..... 鯖江市より転出された方、亡くなられた方のご家族様へ

廃車の手続きや住所変更、名義変更の手続きを行ってください。手続き場所は下記のとおりです。すでに変更の手続きをされている場合は、必要ありません。

軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に課税されます。4月2日以降に手続きをされた場合は、前の所有者に課税されますのでご了承ください。

注意事項

※現物を廃棄処分(スクラップ等)しただけでは登録が残ります。所定の場所にて廃車手続きを行ってください。

※知人等に譲渡した場合も名義の変更が必要です。(手続をされない場合は、前所有者に納税通知書が送られます。)

※盗難に遭われた場合でも、警察への盗難届出に加えて、廃車手続きが必要です。

..... お問い合わせ先

種 別	手 続 場 所
原動機付自転車(125cc以下) 小型特殊自動車(トラクター等)	鯖江市役所 税務課(鯖江市西山町13-1) TEL:0778-53-2210
125ccを超える二輪	中部運輸局 福井運輸支局(福井市西谷1丁目1402) TEL:050-5540-2057
軽自動車(三輪・四輪) 被けん引車	軽自動車検査協会 福井事務所(福井市浅水町138-11-3) TEL:050-3816-1774